

2024 韓国国際競走： コリアカップ、コリアスプリントの要綱 (詳細版)

実施日：2024年9月8日（日）

競馬場：ソウル競馬場

目次

コリアカップ（G3）の要綱	2
コリアスプリント（G3）の要綱	4
招待馬関係者に対する経費負担について	6
参加者用情報	7
馬輸送の情報	10
ホースマンガイド	12
獣医関連	16
ソウル競馬場	21

コリアカップ (G3) の要綱

1 韓国ウォン = 約 0.1 円で換算

実施日: 2024年9月8日(日) 競馬場: ソウル競馬場 距離: 1,800m(左回り)ダート 年齢: 3歳以上 出走可能頭数: 16頭 予備登録料: 無料 予備登録締切日: 2024年7月24日(水)	出馬登録料: 無料 出馬投票日(枠順抽選会): 2024年9月4日(水) 総賞金: 1,600,000,000ウォン(約1億6,000万円) 1着賞金: 800,000,000ウォン(約8,000万円) 騎手騎乗料: 2,500,000ウォン(約25万円) ※遠征補助金あり
---	--

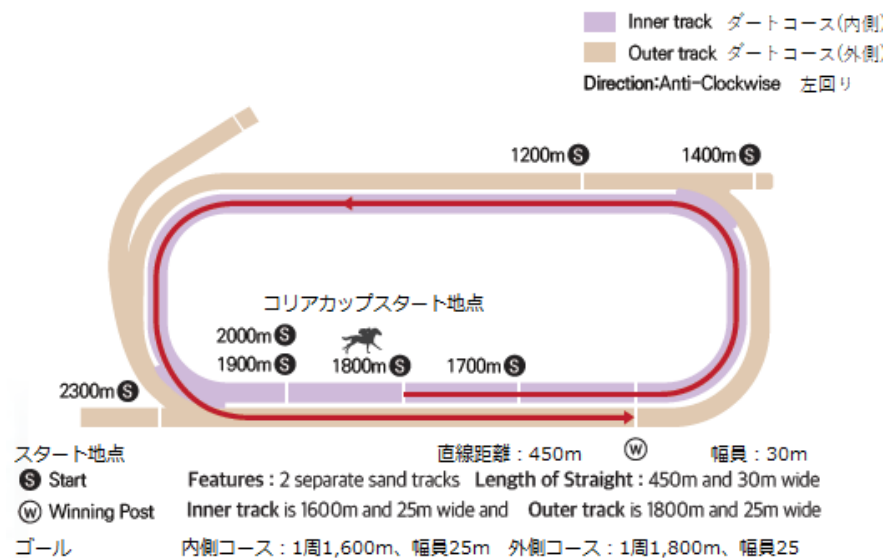
負担重量

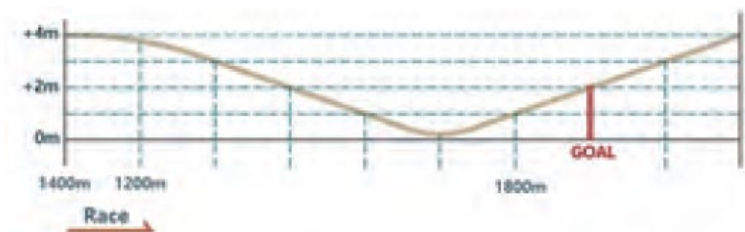
年齢	北半球産馬	南半球産馬
3歳 牡馬・せん馬	55 kg	53 kg
3歳 牝馬	53 kg	51 kg
4歳 牡馬・せん馬	57 kg	56.5 kg
4歳 牝馬	55 kg	54.5 kg
5歳以上 牡馬・せん馬	57 kg	
5歳以上 牝馬	55 kg	

ソウル競馬場

一周距離	1,800m
幅員	25~30m
直線距離 (最終コーナーからゴール)	400m
1800mダートレコードタイム	1:50.6 [London Town] (2018年9月9日)

俯瞰図





賞金 (コリアカップの賞金 : 1~10 着)

	ウォン	円
1 着 (50%)	800,000,000	約 8,000 万円
2 着 (20%)	320,000,000	約 3,200 万円
3 着 (10%)	160,000,000	約 1,600 万円
4 着 (6%)	96,000,000	約 960 万円
5 着 (4%)	64,000,000	約 640 万円
6 着 (3%)	48,000,000	約 480 万円
7 着 (2.5%)	40,000,000	約 400 万円
8 着 (2%)	32,000,000	約 320 万円
9 着 (1.5%)	24,000,000	約 240 万円
10 着 (1%)	16,000,000	約 160 万円
計	1,600,000,000	約 1 億 6,000 万円

* 1 韓国ウォン = 約 0.1 円で換算

**賞金は変換レートに沿って変更される

*賞金は、KRAに登録された馬主のみに韓国ウォンで全額支払われる。馬主は、調教師、騎手および厩舎スタッフへ賞金を分配する責任がある。

騎手騎乗料 2,500,000 韓国ウォン (約 25 万円) / 1 騎乗

*KRAは、競走で騎乗する騎手全員に、騎乗料を支払う。騎乗料は国際銀行送金でのみ支払う。騎手は韓国到着前に銀行口座情報を提示する必要がある。競走後 4 週間以内に銀行口座情報を提示しない騎手は送金を受け取れない可能性がある。

コリアスプリント (G3) の要綱

1 韓国ウォン = 約 0.1 円で換算

実施日: 2024年9月8日(日) 競馬場: ソウル競馬場 距離: 1,200m(左回り)ダート 年齢: 3歳以上 出走可能頭数: 16頭 予備登録料: 無料 予備登録締切日: 2024年7月24日(水)	出馬登録料: 無料 出馬投票日: 2024年9月4日(水) 総賞金: 1,400,000,000ウォン(約1億4,000万円) 1着賞金: 700,000,000ウォン(約7,000万円) 騎手騎乗料: 2,500,000ウォン(約25万円) ※遠征補助金あり
---	---

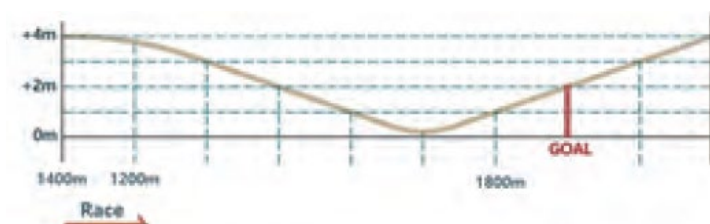
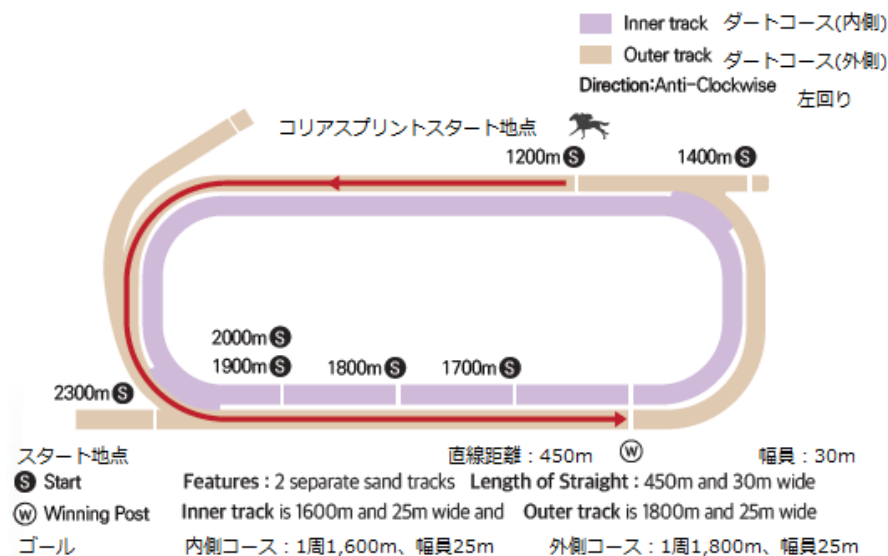
負担重量

年齢	北半球産馬	南半球産馬
3歳 牡馬・せん馬	56 kg	54.5 kg
3歳 牝馬	54 kg	52.5 kg
4歳以上 牡馬・せん馬	57 kg	
4歳以上 牝馬	55 kg	

ソウル競馬場

一周距離	1,800m
幅員	25~30m
直線距離 (最終コーナーからゴール)	400m
1200mダートレコードタイム	1:10.0 [Remake] (2023年9月10日)

俯瞰図



賞金 (コリアスプリントの賞金：1～5着)

	ウォン	円
1着 (50%)	700,000,000	約7,000万円
2着 (20%)	280,000,000	約2,800万円
3着 (10%)	140,000,000	約1,400万円
4着 (6%)	84,000,000	約840万円
5着 (4%)	56,000,000	約560万円
6着 (3%)	42,000,000	約420万円
7着 (2.5%)	35,000,000	約350万円
8着 (2%)	28,000,000	約280万円
9着 (1.5%)	21,000,000	約210万円
10着 (1%)	14,000,000	約140万円
計	1,400,000,000	約1億4,000万円

*1韓国ウォン = 約0.1円で換算

**賞金は変換レートに沿って変更される

*賞金は、KRAに登録された馬主のみに韓国ウォンで全額支払われる。馬主は、調教師、騎手および厩舎スタッフへ賞金を分配する責任がある。

騎手騎乗料 2,500,000 韓国ウォン (約25万円) / 1騎乗

*KRAは、競走で騎乗する騎手全員に、騎乗料を支払う。騎乗料は国際銀行送金でのみ支払う。騎手は韓国到着前に銀行口座情報を提示する必要がある。競走後4週間以内に銀行口座情報を提示しない騎手は送金を受け取れない可能性がある。

招待馬関係者に対する経費負担について

KRA は、招待馬関係者に対し移動および宿泊費の補助を提供します。これらは他人に譲渡することが出来ないものとし、現金への変換も認められません。

馬主・調教師・騎手

(1) 航空券

1. 韓国馬事会（KRA）は、選出外国馬の関係者に、下記のとおりビジネスクラス往復航空券を支給する。

馬主：最大2名分 調教師：1名分 騎手：1名分

2. 招待馬を共同で所有している場合、またはパートナーシップやシンジケートで所有している場合は、KRA は旅行および宿泊のために馬主1名を指名するよう要請する。
3. 同一の馬主、あるいはパートナーシップが2頭以上の所有馬を出走させる場合でも、馬主に提供されるのは、1頭分の航空券および宿泊費となり、追加の提供は無い。
4. 騎手がすでに韓国にいる場合、旅費は支給されない。
5. 招待者本人が航空券を自分で購入する場合は、事前にKRAの承認が必要である。その際にはKRAが契約している旅行会社のレートと同等のビジネスクラスの航空券代を支給する。

(2) 宿泊ホテル

1. KRAは招待馬の関係者に五つ星ホテルでの下記の日数の宿泊を提供する（部屋代のみ、最大2名まで利用可能）。

馬主：6泊（1部屋） 調教師：6泊（1部屋） 騎手：6泊（1部屋）

2. 指定ホテル以外のホテルに宿泊する場合は、宿泊費の負担も補助金の支給も行わない。追加の航空券や宿泊については自己負担となる。

招待馬関係者

(1) 公式行事への参加

1. 出走馬関係者は、KRAが招待する公式行事への出席を求められる。
 枠順抽選会：9月4日（水）
 ウェルカムディナー（招待者のみ参加可能）：9月6日（金）
 競馬開催昼食会：9月8日（日）

(2) 移動手段

1. （韓国における）空港から指定ホテル間、および調教・公式イベント参加時の指定ホテルから競馬場間の移動はKRAが手配する。
2. 指定ホテル以外のホテルに宿泊する方は、自身で移動手段の手配をする必要がある。

厩舎スタッフ（調教助手、厩舎主任、攻馬手および厩務員）

KRAは招待馬1頭につき、厩舎スタッフ最大2名分の下記予約をし、経費を負担する。

(1) 航空券

厩舎スタッフは馬に帯同するものとし、馬に帯同する事ができない場合はKRAがエコノミークラスの往復航空券を支給する。

(2) 宿泊ホテルおよび移動手段

1. 厩舎スタッフには、招待馬1頭につき**最大2名分**まで指定ホテルでの宿泊（1名1部屋）が提供される。2名を超える人数の厩舎スタッフを馬に帯同させる場合の費用は自己負担となる。
2. 指定ホテルと検疫厩舎間の移動手段が提供される。

参加者用情報

(1) 選出馬、補欠馬、選考について

1. 各競走の出走可能頭数は16頭である。登録馬が出走可能頭数を超えた場合、KRA選考委員会は、優先出走馬を決定する。直近の競走成績を考慮し、全登録馬のランク付けを行う。
2. KRAは、各競走への選出馬並びに補欠馬を決定する権限および裁量を有する。最終決定権はKRAにあるものとする。

(2) 登録および予備登録

1. KRAは、すでに受理されているかどうかにかかわらず、いかなる時もその裁量において登録および予備登録を拒否する権限を有する。
2. 海外馬の 코리아カップ、코리아スプリントの登録/予備登録は、KRA競走企画部（inter@kra.co.kr）にEメールを送信することで受け付けられる。

7月24日（水）	予備登録締切
9月4日（水）	出馬投票
9月8日（日）	競走当日

韓国馬事会 Korea Racing Authority

Gyeongmagongwon-daero 107, Gwacheon-si, Gyeonggi-do, 427-711 Korea

URL: 全般 <http://www.kra.co.kr/globalEn/main.do>
競走 <http://race.kra.co.kr/globalEn/main.do>
国際競走 <https://www.koreacup.kr/18>

韓国馬事会 総合窓口 (General Inquiries / International Racing & Business Team)

E-mail : koreacup@kra.co.kr 電話: +82-2-509-2991

ハンデキャップ／レーティング

Kim Joon-Koo, Head of Handicapping Team

Tel: +82-2-509-1370 E-mail: kimjoonkoo@kra.co.kr

獣医規則

Dr. Sohn Yong-Woo, Head of Veterinary Regulation & Welfare

Tel: +82-2-509-1910 Email: sputnik1980@kra.co.kr

馬場管理

Chun Jin-Young, Head of Track & Landscaping Team

Tel: +82-2-509-1520 Email: jy Chun@kra.co.kr

国際競走登録

Lee Su-Hyeong, Head of International Racing & Business Team

Tel: +82-2-509-2990 E-mail: leemak1@kra.co.kr

検疫厩舎

Dr. Jeong Bok-Son, Head of Equine Disease Control & Quarantine

Tel: +82-2-509-2660 Email: dongkong@kra.co.kr

競走管理

Lee Young-Woo (Eric), Head of Stipendiary Stewards

Tel: +82-2-509-1710 Email: leeyw@kra.co.kr

厩舎管理

Lee Young-Jin, Head of Racing Resources Management Team

Tel: +82-2-509-1601 Email: ygi99@kra.co.kr

国内での登録申込みおよび照会先

(公財) ジャパン・スタッドブック・インターナショナル 国際業務部 (担当: 野田・高井)

〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4 JRA 新橋分館 6F

電話(国際業務部): 03-3434-5002 FAX: 03-3432-4668

E-mail: racing-info@jairs.jp URL: <http://www.jairs.jp/>

(3) 競走の延期／取り止め

KRAは、事前の公示なく、いかなる者に対する責任を負うことなく、競走を取り止め、または延期する権限を有する。

(4) 賞金

1. 賞金は、KRAに登録された馬主のみに全額与えられる。
馬主は、調教師、騎手および厩舎スタッフへ賞金を分配する責任がある。
2. 複数の馬主への賞金分配は、馬主間の個人契約の問題である。
3. 騎手の福祉基金のために、騎手賞金の10%が差し引かれる。
4. 賞金は韓国ウォンで支払われ、関係各国の指定された馬主銀行口座に送金される。
賞金およびその他の取得金は競走後の検査をパスすることを条件に1ヶ月以内に支払われる。

(5) 税金（韓国で取得した賞金の所得税・法人税）

1. 韓国で恒久的施設（例：事務所）を有する馬主は、申告納税として税金を支払う必要がある。
2. 個人所得であるため、遠征馬所属国政府と韓国政府との税協定により控除される場合がある。

(6) 厩舎入出認可

1. 海外からの出走馬は認可を受けた検疫施設に滞在する。韓国検疫規則により、調教師、騎手および認可された厩舎スタッフのみに、厩舎パスが発行される。入出認可は韓国に到着する前に得ておかなければならない。
2. 認可された者の厩舎パスは、検疫厩舎の警備員室で入手できる。認可された者は、検疫厩舎訪問の際、厩舎パスで警備員に身元を明らかにし、入場を記録すること。
3. 厩舎内では常に見えるところにパスを身に着けていなければならない。パスを紛失した場合は、速やかに検疫厩舎職員に報告すること。

(7) 競馬施行規程

1. KRA国際招待の全競走は、KRA競馬施行規程により施行される。
<http://race.kra.co.kr/globalEn/racingRules.do>
2. 検量室・関連エリアへの出入りは、調教師、調教助手、遠征厩舎主任、騎手、KRA職員に厳しく限定される。
3. パドックへの出入りは、KRA職員が案内する時のみ許可される。
4. 厩舎訪問の際、要望に応じて、グランドスタンドから検疫厩舎間の乗り物を提供する。
5. 韓国では、競馬開催日の競馬場入場に関して年齢制限はないが、19歳未満の競馬開催日来場者は、韓国滞在中に自分で馬券を購入すること、または代理の者に馬券購入をさせることは認められていない。

(8) バッジ、パス

1. 公式訪問者全員に、バッジおよびパスを発行する。バッジおよびパスは、競馬開催中や調教時、全公式行事においてなど、必要の際は見えるところに身に着けること。

馬輸送の情報

招待馬

(1) 馬の輸送について

1. KRAは、コリアカップおよびコリアスプリントの全出走馬に対し、自厩舎から出発空港までの陸上移動および往復航空輸送をKRA指名の輸送会社により手配させ、その費用を負担する。

日本の指定馬輸送会社 (株) 野澤組 (畜産部 ; 本田氏)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-5-2 東宝日比谷プロムナードビル 5 階

電話 : 03-3528-8107 FAX : 03-3528-8126 携帯 : 080-3692-5134

Eメール : motoki.honda@nosawa.co.jp

URL : <https://www.nosawa.co.jp/horse/index.html>

2. 同一地域からの出走馬は、馬輸送会社に係わらず可能な限り同じ貨物機を利用するものとし、可能な限り3頭で1ストールを共用するものとする。
3. 馬輸送会社は、ソウルへの輸送および帰国にあたり、可能な限り直行便もしくは経由地が最も少ない貨物機を利用するものとする。
4. 同じ便で輸送される3頭に対しては、LD3/AKE コンテナが提供される。重量超過により追加料金が発生した場合は、馬主の自己負担となる。
5. 出走馬は、輸送にかかわる疲労から回復するために、競走施行日の10日前までには韓国へ到着することを勧める。
6. ソウルに遠征する全ての馬は、それぞれの競馬統括機関が承認する馬のパスポートを携帯しなければならない。馬のパスポートがない場合は、登録書類または馬を確認できかつ必要なワクチンの接種歴の記された書類を携帯しなければならない。
7. 馬輸送会社はこのような書類やその他の必要な書類について助言や援助をするものとする。
8. これらの書類は馬がソウルから出発する前に返却される。
9. 韓国のインチョン国際空港に到着し次第、馬は空調付の馬運車に積載され、ソウル競馬場の空調付の検疫厩舎へ搬送される。
10. KRAおよび馬輸送会社は、往路、復路、韓国滞在中の招待馬の死亡や傷害について一切責任を負わない。
11. 獣医学的な理由以外の理由で馬の出走を取り消す場合、馬輸送費は当該馬の関係者が負担することとする。



(2) 馬の保険

KRAは招待馬の保険を負担しないので、各自で保険をかけること。

(3) リードポニー

1. K R Aは遠征馬に対してリードポニーを提供していない。
2. リードポニーの輸入を希望する調教師は、当該リードポニーの輸出前に、ソウル競馬場での利用可能な検疫スペースについて、馬輸送会社およびK R Aに相談されたい。スペースに余裕があれば、リードポニーはK R Aが提供する空調付厩舎に輸送を認められる。この輸送に係る全ての経費については関係者自身の負担となる。
3. リードポニーについても、競走馬と同じ出国前の衛生条件・各種検査、ワクチン接種の要件を満たさなければならない。

(4) 韓国の気候 (9月)

気温は平均26℃で、平均的な湿度。

ホースマンガイド

(1) ビザについて

渡航予定者は、韓国入出国管理局のウェブサイト(<http://visa.go.kr/main/openMain.do>)を参照し、必要なビザ要件について確認することを推奨する。

KRAは、ビザ申請における書類手続き等に関し出来る限りのサポートを行う。

→日本からの遠征馬関係者は、ビザ取得不要。

(2) 免許

1. 遠征馬の調教師、騎手が韓国に到着し次第、当該関係者にそれぞれ免許証を交付する。
2. 海外からの騎手は、渡航直前に騎乗した競馬団体から発行された無制裁証明書(クリアランス)と彼らの銀行口座情報を提出する必要がある。
3. 遠征騎手用免許では、当該競走施行日に施行される競走への騎乗が可能である。
4. 遠征騎手は騎乗予定日の前日までには韓国に到着する必要がある。
5. 競走当日、騎手は最初に騎乗する競走の発走時刻2時間前までには、ジョッキールームにいる必要がある。

(3) 保険

1. 遠征騎手は、競走当日の業務関連怪我・事故に限り、KRAの保険(制度)により保証される。
2. 遠征馬関係者全員(馬主、調教師、調教助手、厩舎主任、攻馬手、厩務員)については、旅行、調教/競走中および調教/競走外に発生する怪我や疾病に対する保険に、自ら加入することを強く推奨する。

(4) 広告およびスポンサー

韓国滞在中の馬主、調教師および騎手は、KRAからの要請、または承認を受けたもの以外の広告物またはスポンサーによる素材を着用してはならない。

(5) インタビュー

韓国滞在中、馬主、調教師および騎手は、合理的な時間(レース直後を含む)であればいつでも、KRAが要請したプレスやメディア代表者からのインタビューを無料で受けることを了承するものとする。

(6) 騎手に対する検査

KRA競馬施行規程に従い、1開催日につき無作為に選ばれる5名の騎手および裁決委員が指定する騎手に対して、アルコール検出器による検査を行う。

※アルコール検知器でアルコールの濃度が0.02%以上の場合は、競走で騎乗が認められない。

(7) 保護ベスト

Head Gear ヘルメット規格

- European Standard EN1384:1996 or higher level
- PAS 015:1994 or higher level
- Australian Standard AS/NZS3838 2003 or higher level
- ASTM F1163-01 or higher level
- JRA Standard ARAI
- VG1 01.040 2014-12
- UTAC/CRITT 04/2015
- Snell E2001
- ARB HS 2012

Safety Vest 保護ベスト規格

- European Standard EN13158:2000 Level 1 or higher level
- SATRA Jockey Vest Standard Document M6 issue 3
- ARB Standard 1998
- ASTM F2681-08 or higher level
- JRA Standard DESCENTE
- ASTM F1937-04(2017)

調教および競走に騎乗する者は、KRAの裁決委員が承認した規格の保護ベストの着用が義務づけられている。

騎手は検量の際に、0.6kg 減量の措置を受ける。

(8) 装鞍所、下見所



調教師は管理馬を、規定時刻に検疫厩舎から装鞍所に連れて行くこと。到着の際、個体識別検査員が各馬の個体識別をし、装蹄師が各馬の蹄鉄を確認する。その後、馬番号順に下見所に入る。

KRAは競走日前に下見所で馬のスクーリングを提供する。

(9) スタートゲート手順

厩務員が、馬をゲート内に誘導すること、ゲート内で馬をつかむことは、認められない。

(10) 馬装具

1. 鞭

- 調教および競走に使用する全ての鞭は、KRA競馬施行規程に合致し、KRAの裁決委員が承認したものでなければならない。

2. ブリンカーおよびパシファイアーの使用

- ブリンカーおよびパシファイアーを使用する場合は、事前に裁決委員の許可を受ける必要がある。一度許可された場合、再度使用取り止めの申請をして裁決委員に認められない限り、当該馬

は競走において必ず使用しなければならない。

3. その他の馬装具の使用

- ・舌縛り、斜行矯正用の装具（イタイタ）、特殊なデザインのはみ、特殊なブーツ等を競走で使用する場合には、獣医師と裁決委員から承認を得なくてはならない。
- ・バンテージ、蹄鉄、はみなどの使用が許可された馬装具は、裁決委員によって使用の取り止めが許可されるまで、使用し続けなければならない。
- ・ネイザルストラップ（鼻腔広げ）およびブーツの使用は、許可されていない。

4. 馬装具に対する責任

- ・調教師と騎手は、等しく同様に不具合や欠陥の生じた馬装具の使用に対しての責任を負うものとする。

5. バンテージ

- ・競走で使用されるすべてのバンテージは裁決委員の許可を得た方法で装着されなければならない。

6. カバー付きのはみと手綱

- ・取り外し可能（または縫い付けられている）カバー付きのはみについては、獣医師の検査と承認を受けたものに限り使用できる。また使用後はすぐに取り外さなければならない。
- ・調教および競走に使用する全ての手綱は、KRA競馬施行規程に合致し、KRAの裁決委員が承認したものでなければならない。

7. ヘルメット・保護ベスト

- ・騎手はレースにおいて、認可されているデザインおよび材質のヘルメットおよび保護ベストを着用しなければならない。観客からの視認性を考慮し、騎手はゲート番号ごとに割り振られた色のヘルメットカバーを着用する。
- ・免許された、または許可された騎手、調教助手、攻馬手および調教師は、調教で騎乗中にヘルメットおよび保護ベストを着用しなければならない。

8. その他

- ・KRA裁決委員はKRA獣医師と協力して、遠征馬が競走で使用予定の馬具の審査を行う。

(11) 勝負服

馬主は、馬が韓国に到着する際、勝負服を検疫厩舎管理者に提出できるように手配すること。勝負服は競走日に使用するため、ジョッキールームに保管される。

(12) 厩舎

1. 検疫厩舎

- ・競馬場の検疫厩舎は、空調付で、高水準に保たれ安全な隔離施設であり、馬にとっても安心して快適な施設である。





2. 飼料・敷料

- ・原則として、飼料、飼料添加物、敷料はKRAが手配する。KRA手配でない飼料、飼料添加物、敷料は、韓国滞在中、使用前に検査をする必要がある。
- ・飛行機内で使用した飼料と敷料は、韓国到着後に処分する必要がある。韓国に持ち込んだ他の飼料は、競走後までKRA管理下に置く必要がある。
- ・栄養補助食品については未知の物質がふくまれている場合があり、調教師自らの責任において使用されるべきである。現在KRA所属の調教師が使用している栄養補助食品は、遠征調教師が希望すれば利用することができる。

3. 水

- ・KRA全施設で上下水道が完備されている。水道水は、法で規定する水準を上回り、飲用に適している。ボトルに入った水は提供されないため、留意されたい。

4. 栄養補助食品、薬物

- ・検疫検査手続きが必要となるため、遠征馬調教師が飼料、栄養補助食品、薬物を韓国に輸入することは推奨されない。飼料、栄養補助食品、薬物の輸入を希望する調教師は、到着前のなるべく早い段階でKRAの主任獣医師に申請をし、承認を得なければならない。
- ・検疫検査合格後、飼料、栄養補助食品、薬物は、主任獣医師の裁量により、KRA理化学部による禁止薬物検査が行われることがある。
- ・注射による投与を行う薬物および禁止薬物を含む薬物は、入国時にKRA獣医師部に提出しなければならない。
- ・KRAの獣医師の許可なく治療も薬物投与もしてはならない。

※追記：日本から飼料・サプリメント等を持ち込みたい場合は、別途、輸送会社の野澤組にご相談ください。

5. 飼料

- ・幅広い選択が可能な飼料添加物、主な飼料は、KRAから提供される。各馬の厩舎スタッフは、責任をもって毎日厩舎を清掃すること。

6. 調教

- ・全ての招待馬関係者は、KRAの調教スケジュールを順守する必要がある。

獣医関連

※注意：以下の内容（衛生条件等）は、変更の可能性があります。JRA 馬事部、JRA 栗東・美浦トレーニング・センターの競走馬診療所等に、衛生条件・検疫等の現状をご確認ください。

（１）競走馬診療所

K R A 競走馬診療所は最新、かつ完備された施設で、経験豊富な馬獣医師が揃っている。遠征馬の馬主、調教師は、他の大規模な調教センターで受けられるような、幅広い範囲で良質のサービスを受けさせることができる。

（２）韓国輸入衛生条件

遠征馬の関係者は、韓国政府が求める必須要件（各証明書、ワクチン接種、血液検査、獣医師検査等）および自国への再入国条件については、馬輸送会社に照会されたい。

（３）輸出前獣医師検査

1. 全ての外国馬は、輸送や競走に影響を及ぼす運動機能と健康面について、韓国へ出発する 2～7 日前の間に、資格を持った獣医師による輸出前検査にパスする必要がある。その報告は、韓国へ出発する 2 日前までに、基本用紙にて、K R A の主任獣医師宛てに提出しなければならない。
2. 動植物検疫所 (A P Q A: Animal and Plant Quarantine Agency) の「韓国に一時的に輸入される馬のためのガイドライン」に沿った、獣医師による健康証明が発行される必要がある。この証明書には臨床検査のほか、あらゆる疾病の徴候のないこと、寄生虫の媒介物の駆除、ワクチン接種歴が記載される必要がある。(A P Q A の必要条件)

（４）ワクチン

馬輸送会社および調教師はあらかじめ、以下の要件に留意しつつ、ワクチン接種計画を立てられたい。

1. 馬インフルエンザ

- ・全ての馬は、ワクチン製造業者の指示に基づき、輸出の 90 日～21 日前までの間に、馬インフルエンザの予防接種を受けなければならない。
- ・最低要件として、指定された期間内に、製造業者の指示に基づいて、2 回の基礎免疫接種または基礎免疫接種後の補強接種を受けなければならない。

2. 日本脳炎

- ・輸出の 6 ヶ月～30 日前までの間に、製造業者の指示に基づいて、日本脳炎の基礎免疫接種または補強接種を受けなければならない。

（５）持続型薬物

1. 調教師は、韓国へ輸送する前に、アナボリックステロイドや持続型薬物が馬体内に存在しないことを保証する責任を負う（生産、競馬、賭事に関する国際協定の第 6E 条に基づく）。しかし、もしそのような薬物が IFHA（国際競馬統括機関連盟）の治療目的の例外的使用に従って、例外的な状況で投与されたら、投与から最低 6 か月経過したことを報告しなければならない（馬が出国する 10 日前までに申告が必要）。
2. 韓国へ出発する 2～10 日前の間に、アナボリックステロイドや持続型薬物の尿検査を遠征馬全頭にすることを勧める。（出発前検査）
3. 競馬場の検疫厩舎に到着し次第、禁止薬物検査のために検体を提出しなければならない。（到着後検査）
4. 禁止薬物の検出により出走を認められなかった場合、K R A は当該馬の輸送経費を負担しないものとし、その経費は当該馬の馬主あてに請求される。
5. 調教師は、アナボリックステロイドや持続型薬物には長く、予測できない残留期間があるので、

投与されてから数ヵ月後にも検出される場合があることに留意されたい。

6. 輸出前の10日間のうちに投与された薬物（日常的に投与されるものも含む）は、到着時に書面にてKRAの主任獣医師に報告しなければならない。

(6) 競走前検査

1. 全出走馬は、競走前の血液分析検査、個体識別検査、蹄鉄検査を受けなければならない。それらはセキュリティが確保された条件下で行われる。海外からの出走馬の血液検査のための採血は、競走当日に各自の検疫厩舎内で実施される。
2. 検査方法の時間的制約の中で、競走前検査の血液検査において、禁止薬物ではないと明確に特定されない異常物質が発見された場合、該当馬は出走することが認められない。KRAは実際の競走前検査に先駆けて、海外からの出走馬の正常状態を理解することおよび飼料等から摂取される禁止物質によって引き起こされる異常を調査する事に最大限の努力を払う。

(7) 競走後検体採取

1. 1～3着馬および裁決委員の指定する馬は、尿検体および血液検体による競走後検査を受けなければならない。
2. 海外からの出走馬については、セキュリティが確保された条件下でそれぞれの検疫厩舎内において検体が採取される。

(8) 公式獣医検査

全出走馬は、調教中、要請があればいつでも、KRA獣医師の求める検査に応じること。馬を引いて速歩をさせる目視検査が、最低限行われる。また、競走前もしくは競走後に、KRA獣医師による跛行検査などを含む獣医検査が要請される場合がある。競走前の検査に合格出来なかった馬は、競走への出走が認められない。

(9) 装蹄

1. 要望により、KRAの装蹄師を利用することができる。蹄鉄の重さは釘を含めて総重量680gを超えないものとする。
2. 特殊な蹄鉄を使用する場合は、KRAの主任獣医師の許可を得なければならない。蹄鉄について不明の点があれば、KRAの主任獣医師に問い合わせること。
3. いかなる馬も、蹄鉄の接地面に0.2cm(2mm)を超える突起がある蹄鉄を装着して下見所への入場、出走をしてはならない。

(10) 治療および禁止薬物

KRA競馬施行規程により、出走馬は禁止薬物の影響下でないことが求められる。KRA競馬施行規程に記載されている禁止薬物は以下のとおり。

1. 次に掲げるものに影響を与えうるもの
 - －神経系
 - －心（臓）血管系
 - －呼吸器系
 - －消化器系
 - －泌尿器系
 - －生殖器系
 - －筋・骨格系
 - －血液
 - －免疫系（許可されたワクチンに含まれるものを除く）
 - －内分泌系：内分泌物質および合成類似物質

2. 禁止薬物は次のものを含む

- －内分泌物質及びその合成物質
- －隠蔽剤
- －酸素運搬体
- －生体の遺伝子発現に対して間接・直接的に作用あるいは効果、又は作用および効果を及ぼす物質。これには、遺伝子配列を改変、遺伝子発現について転写調節、転写後調節、又はエピジェネティック調節する遺伝子編集物質が含まれるが、その限りではない。
- －解熱剤、鎮痛剤、および抗炎症性の薬物
- －細胞毒性薬物
- －抗ヒスタミン剤
- －利尿薬
- －局所麻酔薬
- －筋肉弛緩剤
- －呼吸刺激薬
- －性ホルモン、蛋白同化剤、副腎皮質ステロイド
- －血液凝固に影響を与える物質

3. 治療薬剤のスクリーニングリミット

IFHA（国際競馬統括機関連盟）の国際スクリーニングリミット（ISLs）を基礎として、部分的に変更した治療薬剤のスクリーニングリミット

薬剤	加水分解処理した尿中におけるスクリーニングリミット (ng/ml)
フロセミド	50
フルニキシン	100
メロキシカム	10
ディピロン	1000 *a
トリアムシノロンアセトニド	0.5
イプラトロピウム	0.25
ベタメタゾン	0.2
リドカイン	10 *b
メピバカイン	10 *c
デンプレキシシン	100
ケトプロフェン	300 (KSL)
N-ブチルスコポランモニウム	25
ジクロフェナク	50
カルプロフェン	100
ベダプロフェン	50
メクロフェナム酸	250
ナプロキセン	250
プロモヘキサシ	200 *d
フェニルブタゾン	100
アセプロマジン	10 *e
デトミジン	2 *f
エルテナック	50
ブトルファノール	1
ロミフィジン	1
サルブタモール	0.5
ダントロレン	1 *g

デキサメタゾン	0.2
(オメプラゾール)	- (※完全な2日間を推奨)
クレンプテロール	0.1
メデトミジン	5 *h
メトカルバモール	100
キシラジン	10 *i
プロカイン	20

- *a 4-メチルアミノアンチピリンにより規制
- *b 3-ヒドロキシリドカインにより規制
- *c 3-ヒドロキシメピバカインにより規制
- *d アンブロキシソールにより規制
- *e 2-(1-ヒドロキシエチル)プロマジン スルホキシドにより規制
- *f 3-ヒドロキシデトミジンにより規制
- *g 5-ヒドロキシダントロレンにより規制
- *h 3-ヒドロキシメデトミジンにより規制
- *i 4-ヒドロキシキシラジンにより規制

薬剤	血漿中における スクリーニングリミット (ng/ml)
アセプロマジン	0.02
ブトルファノール	0.01
カルプロフェン	100
デンプレキシシ	5
デトミジン	0.02 *a
フルニキシシ	1
フロセミド	0.1
リドカイン	0.05
メクロフェナム酸	5
メピバカイン	0.05
メロキシカム	1
N-ブチルスコポランモニウム	0.05
フェニルブタゾン	100
ダントロレン	0.1 *b
デキサメタゾン	0.02
フィロコキシブ	2
ケトプロフェン	2
メデトミジン	0.02 *c
ベダプロフェン	5
キシラジン	0.05
プロカイン	0.02

- *a 3-ヒドロキシデトミジンにより規制
- *b 5-ヒドロキシダントロレンにより規制
- *c 3-ヒドロキシメデトミジンにより規制

4. 残留限界値

物質	加水分解した尿中における 残留限界値	血漿中における 残留限界値
カフェイン	50 ng/mL	20 ng/mL
テオフィリン	250 ng/mL	
アトロピン	60 ng/mL	
スコポラミン	60 ng/mL	
モルヒネ	30 ng/mL	
ブフォテニン	10 μ g/mL	
ジメチルトリプタミン(DMT)	10 μ g/mL	
ホルデニン	80 μ g/mL	
テオプロミン	2 μ g/mL	0.3 μ g/mL
メチルスルホニルメタン(MSM)	1200 μ g/mL	
ジメチルスルホキシド(DMSO)	15 μ g/mL	1000 ng/mL

5. 禁止物質の閾値

下記の閾値までは影響しないものとする。

物質	閾値
ヒ素	尿中ヒ素として 0.3 μ g/mL 血漿中ヒ素として 0.015 μ g/mL
ボルデノン	遊離型と抱合型をあわせて、尿中ボルデノンとして 0.015 μ g/mL (セン馬を除く牝馬)
二酸化炭素	血漿中二酸化炭素として 36 mmol/L
コバルト	尿中コバルトとして 0.1 μ g/mL 血漿中コバルトとして 0.025 μ g/mL
エストランジオール	遊離型とグルクロン酸抱合体をあわせて、尿中 5 α -エストラン-3 β , 17 α -ジオールとして 0.045 μ g/mL (セン馬を除く牝馬)
ヒドロコルチゾン	尿中ヒドロコルチゾンとして 1 μ g/mL
メトキシチラミン	遊離型と抱合型をあわせて、尿中 3-メトキシチラミンとして 4 μ g/mL
サリチル酸	尿中サリチル酸として 750 μ g/mL または血漿中サリチル酸として 6.5 μ g/mL
テストステロン	遊離型と抱合型をあわせて、尿中テストステロンとして 0.02 μ g/mL (セン馬) 遊離型の血漿中テストステロンとして、100pg/mL (セン馬および牝馬) 遊離型と抱合型をあわせて、尿中テストステロンとして 0.055 μ g/mL (受胎馬を除く牝馬)
プレドニゾロン	遊離型の尿中プレドニゾロンとして、0.01 μ g/mL

ソウル競馬場

レッツランパークで知られる、ソウル競馬場は Gwacheon 市郊外にあり、韓国で最大のサラブレッド競馬場である。インチョン国際空港から車で45分。

